

## 令和5年度あきる野市介護サービス事業者等指導監査実施方針

### 1 基本方針

介護サービス事業者等に対する指導監査については、介護保険法（平成9年法律第123号）及びその他の法令等の規定に基づき実施している。また、平成21年5月1日には「介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律」（平成20年法律第42号）が施行され、法令遵守の義務の履行を確保等するための「業務管理体制の整備の義務化」、「事業者からの報告徴収や事業者本部等への立入権限の付与」など、事業者に対する義務付け等が強化されている。

一方、介護保険制度創設以来、制度改正に伴うサービス種類の増加、加算等の充実、新たな事業形態の増加など、指導監査に関する環境は変化している。

こうした変化に対応しつつ、指導は、介護保険法その他の法令等の規定に基づき、利用者本位のサービスが提供されているか、適正な保険給付が確保されているか、サービスに係る指定基準等は遵守されているか、高齢者虐待防止等及び個人情報の保護に関して適切な措置を講じているか等に主眼を置いて実施する。

また、監査については、重大な法令・指定基準等違反、介護報酬の不正請求又は不適切なサービス提供の疑いがある場合に、介護保険制度への信頼維持及び利用者保護に主眼を置いて、速やかに実施する。特に高齢者虐待など重大な人権侵害が疑われる場合には、状況に応じて、介護保険法等の権限行使等を行う。

なお、実施にあたっては、健康福祉部高齢者支援課や東京都、近隣市等と連携し、指導監査体制の一層の充実・強化を図る。

### 2 指導の重点項目

#### (1) 人員基準

ア 人員基準に定める職員の資格及び員数を満たしているか。

イ 架空職員により人員基準を満たしているような状況はないか。

#### (2) 運営基準・設備基準関係

ア 有資格者により提供すべきサービスが無資格者により提供されていないか。

イ 個別サービス計画の作成、見直し及び記録等が個々の実態に即して処理されているか。

ウ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）に基づく身体拘束の廃止や、人権侵害への防止に向けた取組が行われているか。

エ 通所介護等における日常生活費に要する費用の取扱いが適切に行われているか。

オ 非常災害時の対応について、具体的な防災計画を立てるとともに、関係機関への通報・連携体制の確保、実効性のある避難・救出訓練の実施等の対策をとっているか。

- カ 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止対策が講じられているか。
- キ 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築しているか。
- ク 苦情、事故、感染症及び食中毒が発生した場合、適切な対応が取られているか。
- ケ 事業の運営を行うために必要な設備等を備え、適切に使用しているか。
- コ サービス提供を開始するに当たり、内容及び手続の説明並びに同意（個人情報の利用を含む。）が適切に行なわれているか。
- サ 介護サービスとその他の自費サービスとが混同して行われていないか。
- シ 福祉サービス第三者評価を適切に受審しているか、又、当該評価結果において、問題がないか。

### (3) 介護報酬関係

介護報酬算定に関する告示を適切に理解した上、加算・減算等の基準に沿って介護報酬が請求されているか。

## 3 監査の重点項目

- (1) 不正な手段により指定を受けていないか。
- (2) 無資格者によりサービスが提供されていないか。
- (3) 人員基準違反等の状況の下、サービスが提供されていないか。
- (4) 架空、水増しにより不正な介護報酬が請求されていないか。
- (5) 帳簿書類の提出や質問に対して虚偽の報告や答弁がされていないか。
- (6) 業務管理体制が実効ある形で整備され機能しているか。
- (7) 高齢者虐待防止法に定める虐待に該当する疑いのある、必要以上の身体拘束や、人権侵害が行われていないか。

## 4 実施計画

### (1) 対象サービス等

- ア 居宅サービス
- イ 地域密着型サービス
- ウ 居宅介護支援
- エ 施設サービス
- オ 介護予防サービス

### (2) 実施形態

#### ア 実施方法

原則として、事業所に赴き、実地において実施する。

また、必要に応じ、事業所の関係者等呼び出し、執務室等において実施する。

#### イ 実施単位

実施単位は、事業所ごととする。ただし、同一敷地内にある等、他の事業所において複数のサービスを提供している場合は、同時に実施することができるものとする。

#### ウ 検査体制

指導は、原則として検査員2名以上で実施する。

監査は、原則として課長級職員を含め検査員3名以上で実施する。

また、必要に応じて事務受託法人に検査の一部を委託し、派遣される調査員を加えて実施する。

#### エ 実施通知

指導監査の通知は、原則として実施予定日の1月前までに、根拠規定、目的、日時、場所、指導監査担当者、出席者、準備すべき書類等を事業者宛てに行う。

ただし、あらかじめ通知することにより実態の確認が困難となると認められる場合は、指導監査の開始時に通知するものとする。

#### オ 実績

年度末に指導監査の実績を取りまとめるものとする。

### (3) 年度計画の作成

年度当初に当該年度の指導監査実施計画を作成する。

### (4) 選定方針

#### ア 選定時点

原則として、令和5年4月1日時点で現存する事業者とするが、年度途中で指定を受けた事業者についても、必要に応じて指導監査の対象とする。

#### イ 選定方法

「介護保険施設等の指導監督について」（令和4年3月31日付老発第0331第6号厚生労働省老健局長通知）で示された「介護保険施設等運営指導マニュアル」（令和4年3月）を参考に次による事業者を優先的に選定する。

- (ア) 市等に寄せられる苦情、告発等により、介護報酬の不正請求や、虐待により利用者の安全や生命の危険が疑われる事業者
- (イ) 指定期間内に市又は東京都が指導監査を実施していない事業者
- (ウ) 新規に事業を開始した事業者
- (エ) 市長が指定権限を有する事業者（なお、同一敷地内において一体的に運営されている事業がある場合には、原則として当該事業と一体的に指導監査を実施する。）
- (オ) 市長が所轄庁となる社会福祉法人の運営する施設及び事業者
- (カ) 過去の指導監査において、指摘事項の改善が図られていない事業者
- (キ) 福祉サービス第三者評価を受審していない事業所等、又は当該評価結果において、問題がある事業所等
- (ク) その他、特に指導監査が必要と認める事業者

## 5 指導監査基準

指導監査の基準は、次のとおりとする。

### (1) 市指定介護サービス事業者等

市が指定権限を有する指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者については、市が定める指導監査基準とする。

### (2) 市指定以外介護サービス事業者等

市指定以外の介護サービス事業者等については、東京都が定める各指導監査（検査）基準に準じるものとする。

## 6 関係機関との連携等

指導監査の効果を高めるため、健康福祉部高齢者支援課や東京都、近隣市等の関係機関と必要な情報の交換及び連携を図るものとする。